

平成27年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

横浜市上笹下地域ケアプラザ

2 事業報告

地域の現状と課題について

上笹下地域は、磯子区の南に位置し、金沢区、港南区、栄区と接しています。地域の範囲は広く、南北に長くなっています。地域の南西側は市街化調整区域で、峯市民の森、氷取沢市民の森、氷取沢緑地帯といった、住民にとって自然豊かで憩いの場がある地域です。

地域人口は、近年ほぼ横ばい（17,900人）で、世帯数（7,600世帯）は緩やかに増加傾向にあります。人口減少傾向を示しているのは、氷取沢町と上中里町で、いずれも共同住宅で、世帯分離による人口減少や高齢化が進行しています。高齢化率でみた場合、区の平均に比べやや低いですが、高齢夫婦だけで暮らす世帯の比率が高くなっています。今後も、人口減少と高齢化が同時に進行すると予測されています。

こうした状況の中で、地域の担い手の活動が活発に行われています。自治会町内会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動、スイッチON磯子Ⅱ（磯子区地域福祉保健計画）の上笹下地区の取組でも、見守り支援体制の強化、高齢者の食事会やサロンなどの活動が展開されています。

また、坂道やエレベーターのない集合住宅が多く、移動等支障がある高齢者や障害者にとっては、行動制限をすることにも繋がる状況になっています。

一方で、県道笹下釜利谷線沿道は、子育て層（30歳代）の転入増加が見られ、未就学児の密度も高くなっており、年少人口比率も高くなっています。この点についても、地域ぐるみで子育て支援事業や、世代間交流のサロン活動なども展開されています。

地域ケアプラザは、地域の実情をタイムリーに把握し、地域課題に対する解決に向けて活動支援を行うはもとより、その解決策を地域の方々と共に、自主事業を通じて実施をしてきました。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ・地域の皆様に施設をより安全にそして快適に利用していただけるように、建物や諸設備の維持管理を適切に行ってきました。設備点検については、基本協定書に定められた項目について、専門業者による点検を行うとともに、異常が認められた場合は、区と協議の上迅速に補修・修繕を行いました。
- ・定期清掃（年2回）、消防設備等保守点検（年2回）、防火対象物定期点検（年1回）、特殊建物定期点検（年1回）、自動扉保守点検（年2回）、空調機械保守点検（年2回）、害虫駆除保守点検（年2回）、機械警備保守点検（通年）を行いました。

イ 効率的な運営への取組について

- ・地域ケアプラザの部門ごとに適切な予算配分を行い、統括的に運営状況を把握することで、予算執行での効率・効果的な運営が出来るよう努めました。また、法人本部との連携を強化し、労務や経理事務処理に関して効率よく運用をしてきました。
- ・部門間で綿密な連携を取りながら、一体的な援助・支援活動を行ってきたことで、事業の効率性を高めました。各部門内、部門間が定期的なミーティングや会議を開催し、情報の共有化に努めました。また、運営にあたっては、透明性を堅持しながら

ら、効果的な運営に努めました。

ウ 苦情受付体制について

- ・事業部門毎に苦情解決責任者を配置して苦情窓口を設置しています。また、利用者からの意見・要望などを随時頂けるよう、館内正面入り口に「ご意見箱」を設置しています。
- ・いただいた意見・要望・苦情等については、その内容を真摯に受け止めて、迅速に対応してきました。また、取組の一環として、施設内に掲示することで、施設を利用される方々に視覚的にわかり易く情報開示ができるようにしています。
- ・苦情等は、サービスの質向上に繋がる「宝の山」という意識を、職員一人ひとりが持ち、一層の質の高いサービスに繋げるよう努めてきました。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・火災や震災等緊急時の備えとして、消防計画や防災対応マニュアルを策定し、年2回の防災訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練等）を、隣接する特別養護老人ホーム磯子自然村と合同で実施しました。
- ・震災等の災害時には、緊急時対応マニュアルと連絡網により、対応できる職員体制と勤務以外の職員の参集体制を整え、施設管理者を中心としてのチームを編成して、区・市の協力要請に応じ、連携をしながら状況に応じて迅速かつ適切な対応をしています。
- ・特別避難場所開設運営マニュアルの見直しと、確認を行い、特別避難場所としての機能を如何なく果たせると共に、その準備（応急備蓄等）を怠る事のないよう努めました。
- ・防犯については、施設の閉館時間帯の警備（機械警備）を警備会社に委託し、緊急時には警備会社や警察と連携を図りながら対応しました。

オ 事故防止への取組について

- ・各部門において、事故発生リスク（設備管理・衛生管理・個人情報管理等）を、職員一人ひとりが把握し、安全管理を行い、事故発生防止に取り組みました。
- ・ヒヤリハット報告書を作成するとともに、情報共有し、再発防止に努めました。また、予防対策を検討し、職員全体に周知徹底を行い、事故防止の意識を高めました。
- ・何らかの事故等が発生した場合には、原因分析するとともに職員全体で共有し、危機管理の意識を高め、再発防止に取り組みました。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・運営法人が設置した個人情報基本方針に基づいて対応を進めてきました。年度当初個人情報保護の研修を全職員、非常勤職員に実施しました。また、個人情報管理マニュアルを職員全体に周知徹底し、管理体制を整えました。
- ・ケアプラザ全事業については、日常的に多くの個人情報を取り扱う観点から、郵送・FAX時等にダブルチェックを行いました。個人が特定できる箇所はマスキングを行うなど十分な取扱管理を行い、また、USBは施錠できる書庫に保管し、管理簿に使用・返却を記載し、その都度確認チェックを行いました。

キ 情報公開への取組について

- ・地域ケアプラザ事業については、プラザ広報紙や磯子区広報紙、当プラザのホームページ等を活用しながら、広く周知できるように工夫しました。また、連合町内会

等の協力を得て、広報紙の各戸回覧や掲示板等で事業の広報・周知を依頼してきました。

- ・ 事業計画や事業報告、また第三者事業評価などについても、ケアプラザカウンターに設置し、誰もが閲覧できるようにしています（常設）。
- ・ 情報公開については、地域ケアプラザ情報公開規程により、開示等の申し出があった場合は、適切に対応し文書を適切に管理する体制を整えています。

ク 人権啓発への取組について

横浜市人権啓発推進計画に則り、基本的な考え方のもとに啓発に取り組みました。また、啓発手法として、多様な媒体を効果的に活用するほか、参加してみようという気持ちを高めるような、講座・講演会・学習会などを企画し、開催しました。

ケ 環境等への配慮及び取組について

日頃より節電・節水等を職員間で常に意識しながら実施すると共に、施設利用者へも掲示・説明等を行い、理解を求めた上で協力をいただける仕組み作りを行ってきました。具体的には、使用頻度が高いトイレや各部屋等に、省エネルギーを促すポスターの掲示を行い、節電・節水に取り組んできました。

施設内の備品等についても、最大限活用を行い、不要になった物でもリサイクルの可能性を念頭に置き、その処理法等についても所管課と検討をしてきました。また日常業務では、出来るだけペーパーレスを目指した業務を心掛けてきましたが、紙ベースでの書類が増え続けていることに鑑み、再利用できる紙は裏紙を使用するなどの工夫をし、ゴミの減量化に努めました。また、会場利用者にもゴミの持ち帰りをしてもらうよう、協力をお願いしました。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

保健師等	1名
社会福祉士	1名
主任介護支援専門員	1名

《目標》

利用者の意思を尊重し、自立した日常生活とその家族の負担軽減を目標に、利用者個々の特性をふまえ、自立支援型プランの作成及びサービス提供の調整を行ってきました。また、要支援状態の軽減もしくは悪化の予防または要介護状態になることへの予防にも努めてきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域交流と連携を図り、介護予防講座等の事業実施後、参加者が引き続き参加できるような活動の場を提供し、要介護状態への予防に努めました。
- ・ 地域の自治会館等、ケアプラザ以外でも介護予防につながる事業等を積極的に実施し、サービス利用状況に関わらず地域の高齢者が身近な場所で集える場を、地域の方々と共に考え、取り組んできました。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
107	107	110	112	120	119
10月	11月	12月	1月	2月	3月
112	120	114	113	115	117

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1 名 介護支援専門員 2 名（常勤専従 2、常勤兼務 1）

《目標》

- （１）利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者が自立した生活を営むことができることを目標にしてきました。
- （２）適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、常に利用者の立場にたち、提供されるサービスが特定の種類または事業所に不当に偏る事のないように、公正中立に努めてきました。
- （３）事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防に資するよう十分に配慮しました。
- （３）多様に変化する介護保険制度を円滑に実施するため、研修会や学習会に積極的に参加し、資質の向上を図り、また、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう、心身の健康管理には十分に配慮し、明るい職場作りを心掛けてきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・地域福祉の拠点である地域ケアプラザ居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター併設の強みを活かし、行政機関・医療機関と連携し、対応困難ケースなどを積極的に受け入れ、多職種との連携を行いながら、より良いケアマネジメントを追求してきました。
- ・フットワーク良く、より身近な相談者であり、かつ傍らに寄り添える相談者に徹してきました。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
71	75	78	81	73	66
10月	11月	12月	1月	2月	3月
77	84	87	82	86	85

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

高齢者、子ども、障害児・者各分野での総合的な相談窓口として、電話・来所で相談を受け付け、適切な窓口を紹介するなどの情報提供及び支援を行ってまいりました。また、相談内容等によって、区役所や地域の相談支援機関（生活支援センターや地域活動ホーム等）と連携を図りながら、迅速かつ丁寧に対応をいたしました。窓口には相談に活用できるよう、各種資料・情報等を整え適切な情報提供を行いました。

<高齢者>

地域包括支援センターとしての機能を十分に活かしながら、窓口・訪問の両面による相談対応を行いました。

<子ども>

ケアプラザの子育て支援事業や関連事業を通して、子どもの様々な相談を受け、その中で適宜情報提供等を行いました。

<障害>

生活支援センターや地域活動ホームなど、地域の相談機関と連携をしながら、障害のある方々の相談対応を行いました。

相談対応ではケアプラザ内のみにとどまることなく、出張講座や各種事業にて、地域に出向き、ケアプラザの総合相談機能の周知を強化し、各分野の相談を受け付け、適切な対応が図れました。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・地域の福祉保健活動の拠点として、各部門が連携しその機能を発揮しました。地域活動交流部門と地域包括支援センターが、地域課題把握からその解決に向けて、自主事業開催や地域ネットワーク構築等、日々連携・協働して事業を進めました。また、事業を通して把握したニーズなども、専門性を活かしながら個別支援に繋げ連携を行ってまいりました。
- ・所内では定期的に会議（四職種連携会議・カンファレンス等）を実施し、情報共有や意見交換を行ってまいりました。
- ・27年度は、地域ケアプラザが地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割など、さらなる機能強化に向けた取組ができるよう、検討を重ねてまいりました。

3 職員体制・育成

- ・地域ケアプラザ全事業については、それぞれの専門職に応じた資格要件を兼ね備えた職員を人員配置基準に従って、適切に配置しました。また、欠員の状態が生じないように、万全な体制を構築してまいりました。
- ・職員育成については、職務を通じた研修を基本に、内部研修や外部研修への参加、さらには研修の機会を多く設けて、新任職員・中堅職員・管理職員等の資質向上や職員一人ひとりのブラッシュアップに取り組んできました。
- ・27年度は、部門内・部門間の連携強化を軸に、効率的かつ効果的で質の高いサービスに繋がる取組を行いました。

4 地域福祉のネットワーク構築

- ・地域福祉（高齢者・子育て・障害者支援等）を展開していく上で、地域のネットワーク（繋がり）を構築することは、地域ケアプラザの使命でもあります。その構築のために関係機関をはじめとして、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員

児童委員協議会、各福祉保健団体、ボランティア団体、NPO法人等の会合への参加や各種事業を通じて情報交換や連携を日常から図ってきました。

- ・ネットワーク構築の効果として、多職種・他機関との連携が可能となり、支援の専門性を高めることにもなりました。また、ネットワークのメンバーに地域の活動者が存在することは、支援が必要な人にとって身近な存在である支援者がその人を見守ることとなり、地域における見守りが強化され、早期の発見、早期対応につながりやすくなりました。
- ・こうしたことから、ネットワーク構築は、課題把握や課題明確化のみならず、地域の解決力の向上にも繋がってきました。
- ・地域ケアプラザが日常生活圏域におけるネットワークの核となり、さらに関連団体・関連機関、及び地域と共に手に手をとって協力しながら、必要なネットワークを築いてきました。

5 区行政との協働

- ・地域ケアプラザは地域の福祉保健活動の拠点施設であり、より身近なところで「参加の機会の提供」や「相談の実施」、「情報の発信」を行い、地域での活動を支援していくため、区行政との協働・連携等は欠かすことが出来ません。
- ・地域福祉保健計画（スイッチON磯子）を始め、区政運営方針や事業等の方向性を十分理解した上で、一体的な取組を行ってきました。
具体的には、地域ケアプラザとして、区が主導する計画や事業等について、企画段階から参加を行い、各種提案・意見具申をしながら、協働・連携して課題解決に向けた支援策などを検討しました。また、定例で行う各種会議では、個別的に派生する課題や、地域で派生する課題等について、区役所の各課への情報提供や連携を通じて、その解決に向けた取組を共に行ってきました。
- ・地域ケアプラザが、地域と顔の見える関係作りを行うと同様に、日常から区行政とも顔の見える関係を作り上げ、区政の運営を側面的に協働・連携・支援をしてきました。また、地域ケアプラザが区役所のサテライト的な役割を果たすくらいの意識を各職員が持ち、区行政との一体的な取組が加速し、より地域に向けた施策の展開を協働して行うことができました。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・地域ケアプラザは、地域の福祉保健の拠点として、地域の福祉保健活動に関する情報を収集し取りまとめました。
- ・地域における福祉保健活動団体や社会福祉施設、人材等の社会資源（地区社協・連合町内会・自治会町内会・地区民児協、地域サロンや食事会、配食サービス等）を把握してきました。
- ・横浜市統計ポータルサイト等で公表されているデータのほか、区役所・区社協から提供される独自の統計データや、地域活動団体等の提供データ、また、地域ケアプラザで収集したデータを整理活用し、こうしたデータを、施設内で情報共有するとともに、相談支援の場面や各種会議、広報紙等、機会を捉えて利用者・地域へ情報提供をしてきました。また、施設利用団体の活動紹介や利用団体交流会を積極的にを行い、情報交換や交流会などを促進してきました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・福祉保健活動団体や地域団体に場の提供を行うにあたって、広報紙「ふるさと」とホームページでの発信（空き情報等）や地域の各種会合等に参加して施設のPRを行い、利用者が利用しやすい環境づくりに取り組んできました。
- ・福祉保健活動以外の一般利用については、目的外使用許可による利用になりますが、そうした団体に対して、ボランティア情報や地域貢献活動などの情報提供を行い、より地域における福祉保健活動従事者が増えるように、積極的に働きかけました。
- ・地域ケアプラザの役割や機能、さらにはその存在・認知度などが十二分に地域に行き届いているとは言い難い状態にあります。日常から、「アウトリーチ」を心掛け、情報発信をしながら、施設利用促進がすすむよう取り組んできました。

3 自主企画事業

- ・自主事業を実施する際には、地域の実情や課題を十分に把握し、事業の目的及び成果等の目標（数値等）を明確にした上で企画しました。実施後は必ず振り返りを行い、効果・課題を確認して、次の展開へとつなげました。
- ・自主事業は、高齢者だけでなく子どもや障害児・者を対象とした分野も地域課題に応じて実施しました。また、施設内だけでなく、町内会館などを利用した出前・出張講座などを開催し、地域で事業の展開をしました。実施にあたっては、単発の講座等にとどまらず、地域ニーズ解決のための地域資源開発につながる事業企画を行いました。また、自主事業参加者に対しては、その後の自主活動化への働きかけを行い、自主活動グループとして新たな立ち上げを行い、活動の場の提供や情報提供・運営アドバイスを行うと共に、継続的支援を行うことで、グループの拡大化を図ってきました。
- ・自主事業は、地域活動交流部門のみが展開を考えるものではなく、地域から派生する個別的な課題（高齢者・子ども・障害児、者）を関係者間で共有し、さらにそれらを地域課題と捉えて、地域と共に課題解決に向けた社会資源につながるような事業活動の展開等に取り組みました。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ・自主事業や講座の多様化に伴い、高齢者支援に特化しないボランティア（子育て・児童・障害者）育成や、地域活動者の高齢化に伴う次世代ボランティア育成支援について、取組を計画しましたが、種別毎の講座開催までには27年度は至りませんでした。
- ・27年度後半より、貸館団体利用者の方々に、各種の情報提供（現在求められている

ボランティア活動)をしながら、各団体が出来るボランティア活動等について検討を行うとともに、ボランティア活動のコーディネートも行いました。また、同時期に次年度への取組として、重点実施事項とするため、各高校に働き掛けを行い、ボランティア活動への下地作りを行いました。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・地域ケアプラザは、地域の身近な相談場所として、ケアプラザに寄せられたあらゆる層（高齢者・子育て・障害児、者等）の人の相談に対して、生活課題に応じて、適切なサービスや関係機関に繋ぐよう努めました
- ・地域ケアプラザの体制的な強みである、各部門（地域活動交流・地域包括支援）と協力・連携をし、また、区高齢・障害支援課、ケースワーカー・保健師、並びに各課担当者と連携を図りながら、支援を行いました
- ・総合相談体制の充実を図るため、相談内容の共有や引き継ぎ等、漏れが生じないように工夫を行い（窓口当番制等）、ケアプラザ全体で対応できるシステムを組むようにしました。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・一人暮らし高齢者や高齢世帯、また、認知症高齢者が増加する中で、多様な生活課題を抱えている方々が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していけることができるよう支援しました。
地域住民の方々や関係諸機関と協力し、地域の福祉・医療・保健サービス等のフォーマルサービスや、ボランティア活動、インフォーマルサービス、住居に関する施策などの社会的資源が、日常から有機的に連携できるような関係づくりに努めました。

実態把握

- ケアプラザの各部署及び区高齢・障害支援課をはじめとする各課と協働・連携し、上笹下地区におけるさまざまな情報を多角的に把握・整理して、ネットワークの強化や活動支援、地域ニーズ及び高齢者の個別のニーズの把握等を行いました。
- ・上笹下地区にあるさまざまな組織、サービス・活動等について、当事者・家族・地域住民・民生委員等の福祉保健関係者や介護支援専門員・サービス事業所・行政等の関係機関からの情報収集・整理を行いました。
 - ・高齢者の心身の状況や家庭環境について実態把握を行い、社会生活機能が低下しても、各種医療・介護・生活支援サービス等の利用により、自分らしく尊厳を保ちながら暮らすことができるよう、それぞれの段階におけるリスクの早期発見・早期対応に努めました。
 - ・各種統計資料から、担当圏域のデータを把握しながら、相談受付状況等の集計を行い、課題分析などを加えながら、新たな支援の事業展開を検討しました。

2 権利擁護

権利擁護

- ・地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは解決できない事や、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある方々が、住み慣れた地域において、尊厳のある生活を維持し、安心して生活が維持できるよう、関係機関等との連携を強化し、迅速に対応を図ってきました。
- ・金銭管理等に不安がある方については、あんしんセンターなどの利用促進を行いました。
- ・消費者被害からの保護のため、司法書士等と協働で消費者被害防止のための啓発活

動を、地域に向けて断続的に行いました。

また、判断能力を欠く状況にある人の対応として、成年後見制度の利用支援を進めると共に、老年期に備えるための「磯子区版エンディングノート」の普及・啓発を継続し、個別相談対応時も必要に応じて活用・支援を行いました。

高齢者虐待

- ・横浜市高齢者虐待防止指針を理解し、虐待予防・早期発見・養護者支援の視点に重点を置いた支援を行ってきました。また、虐待あるいは虐待が疑われる場合は、チームで方針検討・決定を行い、区高齢・障害支援課との連携により対応を行いました。
- ・「介護者のつどい」を年数回程度開催し、介護者同士が安心して語り合うことができ、介護者自身の精神的負担軽減が図られ、虐待予防に繋がるような場の提供を行いました。
- ・認知症サポーター養成講座においては、養護者支援の視点を取り入れ、虐待及び予防に繋げるよう、普及・啓発を行いました。
- ・虐待対応や虐待予防については、民生委員・地域住民さらに、多機関多職種等の連携も図るなど、チームアプローチとして早期発見・早期対応ができるよう、ネットワーク作りを進めてきました。

認知症

- ・認知症の方やその介護者を地域で支えていくネットワーク構築のため、四職種が連携して、地域キャラバン・メイトや地区社会福祉協議会等と協働で自治会町内会へ働きかけました。また、学校（小学校及び高等学校）、金融機関、商店、サービス提供事業所への認知症サポーター養成講座開催に向けた働きかけを継続して実施してきました。
- ・磯子区徘徊高齢者あんしんネットワークの普及・啓発を継続し、また、新たな認知症キャラバン・メイトの人材発掘に向けた働きかけを継続していきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

- ・総合相談や民生委員等、関係機関から寄せられた情報等から対象者を抽出し、積極的に基本チェックリストを実施する機会を持ち、対象者の把握に努めました。
- ・引き続き、老人会や地域の食事会等に積極的に出向き、顔の見える関係を築いていくとともに、介護予防の必要性を伝え、定期的に基本チェックリストを実施する機会を築いてきました。
- ・介護予防事業やサービスに繋がらなかった方へ継続的にアプローチを行い、介護予防活動へつながらるように働きかけました。
- ・2つの元気づくりステーション及び地域の元気づくりステーションに資する活動を定期的に支援し、参加者の状態を把握し、必要時は個別にチェックリストを実施し、対象者の把握に努めました。

介護予防ケアマネジメント力

- ・制度改正を見据え、包括職員が利用者の意向や状態等に応じて専門的視点から支援を行うことができるよう、積極的に研修等に参加し、研鑽に励みました。
- ・ケアプラザ内の居宅介護支援事業所及び予防プランナー、更にエリア内の居宅介護支援事業所及び委託先の居宅介護支援事業所と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業等についてお互いに理解を深め、利用者が混乱することがないように相談・調整を行いました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して尊厳ある暮らしを続けて行くことができるよう、高齢者の個々の状況や変化に対応して、地域住民・介護支援専門員・関係各機関等が互いに協力・協働しやすい連携体制づくりの推進を図ってきました。
- ・ケアプラザ主催の各種講座や講演会で、また、地域で開催されるさまざまな活動等に積極的に参加して、地域包括支援センターの役割や、介護保険制度の概要説明、介護予防普及・啓発等を行いました。
- ・民生委員児童員協議会をはじめとする、福祉保健関係者等との連携を強化するために、情報交換や学習会、個別相談支援を行いました。
- ・磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク事業の周知に継続して取り組みました。

医療・介護の連携推進支援

- ・27年度は制度改正を見据えながら、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供ができるよう、多職種がその専門知識を活かし、協働して在宅生活者の支援ができるよう、更なる顔の見える関係作りを行い、在宅医療・介護の推進につなげてきました。
- ・医療連携を深めるため、磯子区在宅医療連携拠点事業相談室と地域包括支援センターとの連携が図れるよう進めてきました。

ケアマネジャー支援

- ・介護支援専門員の相談支援を随時行い、支援困難事例への助言や連絡調整、解決に向けたサービス担当者会議への出席、及び同行訪問等を実施し、積極的な支援を行いました。
- ・高齢者虐待における防止や、早期発見の視点が持てるように、区役所、地域包括支援センター、サービス事業所とともに、各職種の役割を意識しチームアプローチができるように進めました。
- ・サービス担当者会議の開催場所においても、場所の提供を積極的に行いました。
- ・区職員を含めたカンファレンスの開催を支援し、連携が図れるようにしました。
- ・ケアマネサロンを隔月に開催し、勉強会や研修会を行い、介護支援専門員の情報交換と情報の共有を継続的に支援してきました。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・地域包括ケアシステムが構築され、かつ有効に機能するためには、家族や近隣住民、民生委員・児童委員、ボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職・機関・団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠であり、解決すべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるように目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが、地域包括支援センターの各職員に共通する業務に位置付けられています。
- ・地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を活かし、縦割りでの業務を行うのではなく、地域活動交流とも情報の共有や相互の助言を通じて、地域の包括的な支援ネットワークの構築と支援を行ってきました。
- ・地域包括支援ネットワークは、地域の実情に応じ構築されますが、地域ケア会議等を通じて、多職種による個別ケースの検討や課題分析を行い、単に個別ケースの解決が重要というだけでなく、個別の検討を通して、地域における支援体制づくりにつなげたり、その前提として地域課題の把握につなげたり、介護支援専門員の支援の力量形成にもつなげました。また、その地域に不足している資源を開発していく

ことや、地域の課題の解決のために必要な政策形成にもつなげました。

介護予防事業

介護予防事業

- ・各種介護予防に資する講座・講演会等を実施し、介護予防の普及・啓発に努めました。
- ・地域で行われる各種会議や会合に出席し、その際にも積極的に、体力測定や健康相談を行い、基本チェックリストなども実施して、二次予防対象者の把握にも努めました。
- ・ケアプラザを会場に活動している元気づくりステーション「ぎんもくせい」が、今後も自主的に介護予防活動を継続し、さらに活動が広がっていくことができるよう、後方支援を行ってきました。また、地域で立ち上がった元気づくりステーション「レインボー」についても、安定した活動が継続できるよう支援をしました。さらに、自主化している介護予防活動グループに対しても、地域活動交流部門と連携しながら、活動が継続・維持できるよう支援をしました。

その他

防災対応

特別避難場所としての機能確保と、体制の取組。(通年実施)

- ・震災等の災害時に、施設管理者を中心に対策チームを編成し、区・市の協力要請に応じて、特別避難場所の開設を行います。その運営に関しては、横浜市運営マニュアルに即し、行政・地域住民と連携をしながら迅速かつ適切に対応します。
- ・災害備蓄品については、定期的な更新と確認を確実にし、緊急時には職員誰もが対応できるように整備しています。